

年休5日間の取得義務化と 時間外労働の上限規制の 実務対応と助成金活用

日時

2019年 **7月17日(水)**
18:00～19:30

会場

フォレスト・イン昭和館
「きんぽうげ」

内容

本年4月1日から、全ての企業に10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、毎年5日時季を指定して有給休暇を与えることが必要となりました。

また、来年4月1日からは中小企業にも、月45時間、年360時間の時間外労働の上限規制が導入されます。今回のセミナーは、これらの実務対応と関係する助成金の活用について解説いたします。

定員

先着30名

参加費
無料

講師



たかはし社会保険労務士事務所代表
特定社会保険労務士・中小企業診断士

高橋 真輔 氏

大学卒業後、大手医療機器メーカー、IT系ベンチャー企業、大手通信会社で営業職等に従事。2011年にたかはし社会保険労務士事務所を設立。特定社会保険労務士・中小企業診断士として、人事労務管理の支援や労働社会保険諸法令に関する法的助言、各種助成金申請の相談・代行等を行っている。また、労務管理・雇用支援等のセミナー講師を多数務める。

参加申込書 FAX : 042 - 516 - 8973

事業所名	TEL
参加者名 (役職)	参加者名 (役職)

● お問い合わせ お申込み ●

東京都商工会連合会 地域振興課多摩地域中小企業多様な働き方支援ネットワーク事業 事務局 TEL:042-516-9096

※ご記入いただいた情報は、当該セミナーに関する連絡・記録のために使用いたします。また、各種情報(DM)のために使用する場合がございませう。
※多摩地域ものづくり人材確保支援協議会会員及び多摩地域の製造業等の方が対象となります。